

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法 人の区 分	国所 管、都 道府県 所管の	応札・ 応募者 数	
不動産売買契約 （与那国駐屯地）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 伊藤 晋哉 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和7年3月25日	情報公開法第5条第1号に基づき 記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を 適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	契約相手方との関係もあ ることから記載しない	100.00%					
不動産売買契約 （与那国駐屯地）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 伊藤 晋哉 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和7年3月25日	情報公開法第5条第1号に基づき 記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を 適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	契約相手方との関係もあ ることから記載しない	100.00%					
不動産売買契約 （与那国駐屯地）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 伊藤 晋哉 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和7年3月25日	情報公開法第5条第1号に基づき 記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を 適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	契約相手方との関係もあ ることから記載しない	100.00%					
不動産売買契約 （石垣駐屯地）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 伊藤 晋哉 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和7年3月10日	情報公開法第5条第1号に基づき 記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を 適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	契約相手方との関係もあ ることから記載しない	100.00%					
不動産売買契約 （石垣駐屯地）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 伊藤 晋哉 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和7年3月10日	情報公開法第5条第1号に基づき 記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を 適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	契約相手方との関係もあ ることから記載しない	100.00%					
不動産売買契約 （石垣駐屯地）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 伊藤 晋哉 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和7年3月10日	情報公開法第5条第1号に基づき 記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を 適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	契約相手方との関係もあ ることから記載しない	100.00%					
不動産売買契約 （石垣駐屯地）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 伊藤 晋哉 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和7年3月25日	情報公開法第5条第2号に基づき 記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を 適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	契約相手方との関係もあ ることから記載しない	100.00%					
不動産売買契約 （石垣駐屯地）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 伊藤 晋哉 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和7年3月25日	情報公開法第5条第2号に基づき 記載しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を 適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	契約相手方との関係もあ ることから記載しない	100.00%					
キャンプ・シュワブ地区（R6）文化財発 掘調査業務委託（ヤニバマ遺物散布地） 【資料整理・報告書作成】	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 伊藤 晋哉 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和7年3月31日	沖縄県知事 玉城 康裕 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	1000020470007	会計法第29条の3第4項、 埋蔵文化財発掘調査の実施については、文化財保護法第99条第1項の 規定に基づき、文化庁が行う場合を除き、地方公共団体が行うこととさ れているため。	24,024,000	24,024,000	100.00%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。